



平成 30 年 5 月 29 日

各 位

S E ホールディングス・アンド・  
インキュベーションズ株式会社  
代表取締役社長 速 水 浩 二  
( J A S D A Q ・ コード 9 4 7 8 )  
問 合 せ 先  
執行役員経営企画部部长 松 村 真 一  
T E L 0 3 - 5 3 6 2 - 3 7 0 0

## 監査等委員会設置会社への移行及び定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 30 年 6 月 22 日開催予定の第 33 回定時株主総会での承認を条件として、監査等委員会設置会社への移行及びこれに伴う定款の一部変更を決議いたしましたので、お知らせいたします。

なお、本件に伴う監査等委員会設置会社へ移行後の役員体制につきましては、本日付の「監査等委員会設置会社移行後の役員人事に関するお知らせ」をご参照ください。

### 記

#### 1. 監査等委員会設置会社への移行の目的

取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監査・監督機能を強化し、コーポレートガバナンスを一層充実させるとともに、業務執行を行う取締役および執行役員への権限移譲により迅速な意思決定を行い、経営の効率化を高めることを目的として、監査等委員会設置会社へ移行するものであります。

#### 2. 監査等委員会設置会社への移行の時期

平成 30 年 6 月 22 日開催予定の当社第 33 回定時株主総会において、必要な定款変更についてご承認をいただき、監査等委員会設置会社へ移行する予定です。

#### 3. 定款の一部変更について

##### (1) 定款変更の目的

①上記 1. に記載の通り、監査等委員会設置会社への移行に伴い、監査等委員会・監査等委員に関する条文の新設及び監査役会・監査役に関する条文の削除等の変更を行うものであります。

②機動的な資本政策及び配当政策の遂行を可能とするため、剰余金の配当等を取締役会の決議により行うことが可能となるよう必要な変更を行うものであります。

③上記変更に伴う条数の変更等所要の変更を行うものであります。

##### (2) 変更内容

変更内容は別紙のとおりです。

##### (3) 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 30 年 6 月 22 日 (予定)

定款変更の効力発生日 平成 30 年 6 月 22 日 (予定)

以 上

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1章 総則</p> <p>第1条～第4条 (条文省略)</p> <p>第2章 株式</p> <p>第5条～第9条 (条文省略)</p> <p>第3章 株主総会</p> <p>第10条～第16条 (条文省略)</p> <p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>第17条 (条文省略)</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第18条 当社の取締役は、6名以内とする。</p> <p>(新設)</p> <p>(取締役の選任及び解任の方法)</p> <p>第19条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2 (条文省略)</p> <p>3 (条文省略)</p> <p>4 (条文省略)</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第20条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 <u>増員又は補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>第21条 (条文省略)</p>	<p>第1章 総則</p> <p>第1条～第4条 (現行どおり)</p> <p>第2章 株式</p> <p>第5条～第9条 (現行どおり)</p> <p>第3章 株主総会</p> <p>第10条～第16条 (現行どおり)</p> <p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>第17条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第18条 当社の取締役(<u>監査等委員であるものを除く。</u>)は、6名以内とする。</p> <p>2 <u>当社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。</u></p> <p>(取締役の選任及び解任の方法)</p> <p>第19条 取締役は、株主総会の決議によって、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して選任する。</u></p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 (現行どおり)</p> <p>4 (現行どおり)</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第20条 取締役(<u>監査等委員であるものを除く。</u>)の任期は、選任後<u>1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>2 <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>3 <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>4 <u>補欠の監査等委員である取締役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>第21条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第 22 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要のあるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役及び監査役的全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで、取締役会を開くことができる。</p>	<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第 22 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要のあるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで、取締役会を開くことができる。</p>
<p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第 23 条 代表取締役は、取締役会の決議によって選定する。</p> <p>2 取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。</p>	<p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第 23 条 代表取締役は、取締役会の決議によって<u>取締役(監査等委員であるものを除く。)</u>の中から選定する。</p> <p>2 取締役会は、その決議によって、<u>取締役(監査等委員であるものを除く。)</u>の中から取締役会長、取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。</p>
<p>(取締役会の決議方法等)</p> <p>第 24 条 (条文省略)</p> <p>2 当社は、取締役(当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。</u></p>	<p>(取締役会の決議方法等)</p> <p>第 24 条 (現行どおり)</p> <p>2 当社は、取締役(当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p>
<p>(取締役会の議事録)</p> <p>第 25 条 取締役会の議事については、法務省令で定めるところにより開催の日時及び場所並びに議事の経過の要領及びその結果その他の事項を書面又は電磁的記録をもって議事録を作成する。議事録には、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名を行う。</p>	<p>(取締役会の議事録)</p> <p>第 25 条 取締役会の議事については、法務省令で定めるところにより開催の日時及び場所並びに議事の経過の要領及びその結果その他の事項を書面又は電磁的記録をもって議事録を作成する。議事録には、出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名を行う。</p>
<p>(新設)</p> <p>第 26 条 (条文省略)</p>	<p>(重要な業務執行の委任)</p> <p>第 26 条 当社は、<u>会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行(同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。)</u>の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</p> <p>第 27 条 (現行どおり)</p>
<p>(取締役の報酬等)</p> <p>第 27 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>(取締役の報酬等)</p> <p>第 28 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して定める。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第 28 条 (条文省略)</p> <p>第 5 章 <u>監査役及び監査役会</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p><u>(監査役及び監査役員)</u></p> <p>第 29 条 <u>当社は、監査役及び監査役会を置く。</u></p> <p><u>(監査役の員数)</u></p> <p>第 30 条 <u>当社の監査役は、4 名以内とする。当社は、監査役が法令又は定款に定める員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠監査役を選任することができる。</u></p> <p><u>2 前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p><u>(監査役の選任方法)</u></p> <p>第 31 条 <u>監査役は、株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p><u>2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p><u>(招集手続)</u></p> <p>第 32 条 <u>監査役会の招集は、各監査役に対し、会日の 3 日前までにその通知を発する。ただし、緊急の必要があるときはこの期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>(監査役会の決議方法)</u></p> <p>第 33 条 <u>監査役会の決議方法は、法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数をもってこれを行う。</u></p> <p><u>(常勤の監査役)</u></p> <p>第 34 条 <u>監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u></p>	<p>第 29 条 (現行どおり)</p> <p>第 5 章 <u>監査等委員会</u> <u>(監査等委員会)</u></p> <p>第 30 条 <u>当社は、監査等委員会を置く。</u></p> <p><u>(招集手続)</u></p> <p>第 31 条 <u>監査等委員会の招集は、各監査等委員に対し、会日の 3 日前までにその通知を発する。ただし、緊急の必要があるときはこの期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>(監査等委員会規程)</u></p> <p>第 32 条 <u>監査等委員会に関する事項については、法令又は定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役会の議事録)</p> <p>第 35 条 <u>監査役会の議事については、法務省令で定めるところにより開催の日時及び場所並びに議事の経過の要領及びその結果、その他の事項を書面又は電磁的記録をもって議事録を作成する。議事録には、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名を行う。</u></p>	(削除)
<p>(監査役会規則)</p> <p>第 36 条 <u>監査役会に関する事項については、法令又は定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p>	(削除)
<p>(監査役の任期)</p> <p>第 37 条 <u>監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>2 <u>補欠として選任された監査役及び補欠監査役が監査役に就任した際の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。ただし、第 30 条第 1 項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役としての選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることができないものとする。</u></p>	(削除)
<p>(監査役の報酬等)</p> <p>第 38 条 <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	(削除)
<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第 39 条 <u>当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議によって、同法第 423 条第 1 項に規定する監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。</u></p> <p>2 <u>当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、同法第 423 条第 1 項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、500 万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u></p>	(削除)
<p>第 6 章 会計監査人</p> <p>第 40 条～第 42 条（条文省略）</p>	<p>第 6 章 会計監査人</p> <p>第 33 条～第 35 条（現行どおり）</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(会計監査人の報酬等)</p> <p>第 43 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が <u>監査役会の同意を得て定める。</u></p> <p>第 44 条 (条文省略)</p> <p>第 7 章 計算</p> <p>第 45 条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(<u>期末配当金</u>)</p> <p>第 46 条 当社は、株主総会の決議によって毎年 <u>3月31日の最終の株主名簿に記載又は 記録された株主又は登録株式質権者 に対し金銭による剰余金の配当(以下「期 末配当金」という。)を支払う。</u></p> <p>(<u>中間配当金</u>)</p> <p>第 47 条 当社は、取締役会の決議によって、 <u>毎年9月30日の最終の株主名簿に記載 又は記録された株主又は登録株式質権 者に対し、会社法第454条第5項に定め る金銭による剰余金の配当(以下「中間 配当金」という。)を行うことができる。</u></p> <p>(<u>期末配当金等の除斥期間</u>)</p> <p>第 48 条 <u>期末配当金及び中間配当金</u>は、支払開始 の日から満3年を経過してもなお受領 されないときは、当社はその支払いの 義務を免れる。</p> <p>(新設)</p>	<p>(会計監査人の報酬等)</p> <p>第 36 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査等 委員会</u>の同意を得て定める。</p> <p>第 37 条 (現行どおり)</p> <p>第 7 章 計算</p> <p>第 38 条 (現行どおり) <u>(剰余金の配当等の決定機関)</u></p> <p>第 39 条 当社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第 <u>1 項各号に定める事項については、法令に別 段の定めのある場合を除き、株主総会の決議 によらず取締役会の決議によって定める。</u></p> <p>(<u>剰余金の配当の基準日</u>)</p> <p>第 40 条 当社は、毎年3月31日又は9月30日の最 <u>終の株主名簿に記載又は記録された株主又 は登録株式質権者に対し、金銭による剰余金 の配当(以下「配当金」という。)を行う。</u></p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(<u>配当金の除斥期間</u>)</p> <p>第 41 条 <u>配当財産が金銭である場合は、支払開始の日 から満3年を経過してもなお受領されな いときは、当社はその支払いの義務を免れ る。</u></p> <p>附則</p> <p>(<u>監査役責任免除に関する経過措置</u>)</p> <p><u>当社は、第33回定時株主総会終結前の行 為に関する会社法第423条第1項所定の監 査役(監査役であった者を含む。)の損害賠 償責任を、法令の限度において、取締役会の 決議によって免除することができる。</u></p> <p>(<u>監査役責任限定契約に関する経過措置</u>)</p> <p><u>第33回定時株主総会終結前の監査役(監 査役であった者を含む。)の行為に関する 会社法第423条第1項の損害賠償責任を限 定する契約については、なお従前の例によ る。</u></p>